

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和63年千葉県規則第37号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第7条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p><u>（研修）</u></p> <p><u>第8条 条例第9条第4項の規則で定める研修は、浄化槽の維持管理に関する知識及び技能の向上を図るための研修とし、次の各号に掲げる事項をその内容に含むものとする。</u></p> <p><u>（1）浄化槽行政の動向</u></p> <p><u>（2）浄化槽の構造及び機能</u></p> <p><u>（3）浄化槽の保守点検及び清掃</u></p> <p><u>（4）浄化槽の普及の状況</u></p> <p><u>（5）浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条第1項及び第11条第1項に規定する水質に関する検査</u></p> <p><u>（6）前各号に掲げるもののほか、浄化槽の保守点検に関し必要な事項</u></p> <p><u>2 前項の研修は、次の各号に掲げる者のいずれかが実施するものとする。</u></p> <p><u>（1）国、都道府県又は市町村</u></p> <p><u>（2）浄化槽法第57条第1項の指定を受けた者</u></p>

**第8条** (略)

(帳簿の備付け)

**第9条** 条例第11条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 浄化槽管理者から浄化槽法(昭和58年法律第43号)第10条第3項の規定により浄化槽の保守点検の委託を受けた年月日(委託契約に委託期間の定めがある場合にあつては、当該年月日及びその期間)

(4) (略)

(新設)

2 浄化槽保守点検業者は、条例第11条に規定する帳簿を前項に規定する事項を記載した日から3年間

保存しなければならない。

(新設)

(3) 浄化槽に関する普及啓発又は適正な維持管理の推進に関する事業を行う法人であつて営利を目的としないもの

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める法人

**第9条** (略)

(帳簿の備付け)

**第10条** 条例第11条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 浄化槽管理者から浄化槽法\_\_\_\_\_第10条第3項の規定により浄化槽の保守点検の委託を受けた年月日(委託契約に委託期間の定めがある場合にあつては、当該年月日及びその期間)

(4) (略)

(5) 条例第9条第4項の研修を受講した浄化槽管理士の氏名並びにその研修の名称及び年月日

2 浄化槽保守点検業者は、条例第11条に規定する帳簿を、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 前項第1号から第4号までに掲げる事項 当該事項を帳簿に記載した日から起算して3年間

(2) 前項第5号に掲げる事項 当該事項を帳簿に記載した日から起算して5年間

3 (略)

**第10条** (略)

以下 (略)

3 (略)

**第11条** (略)

以下 (略)

備考 改正箇所は、下線の引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。